

## 戸籍謄本について

### 1. ご用意いただく戸籍謄本について

#### 【被相続人様（お亡くなりになられた方）の戸籍謄本】

●相続手続は、『法定相続人がどなたになるか』を確認させていただくため、被相続人様の「お生まれからお亡くなりまでの連続した戸籍謄本」のご提出をお願いしております。

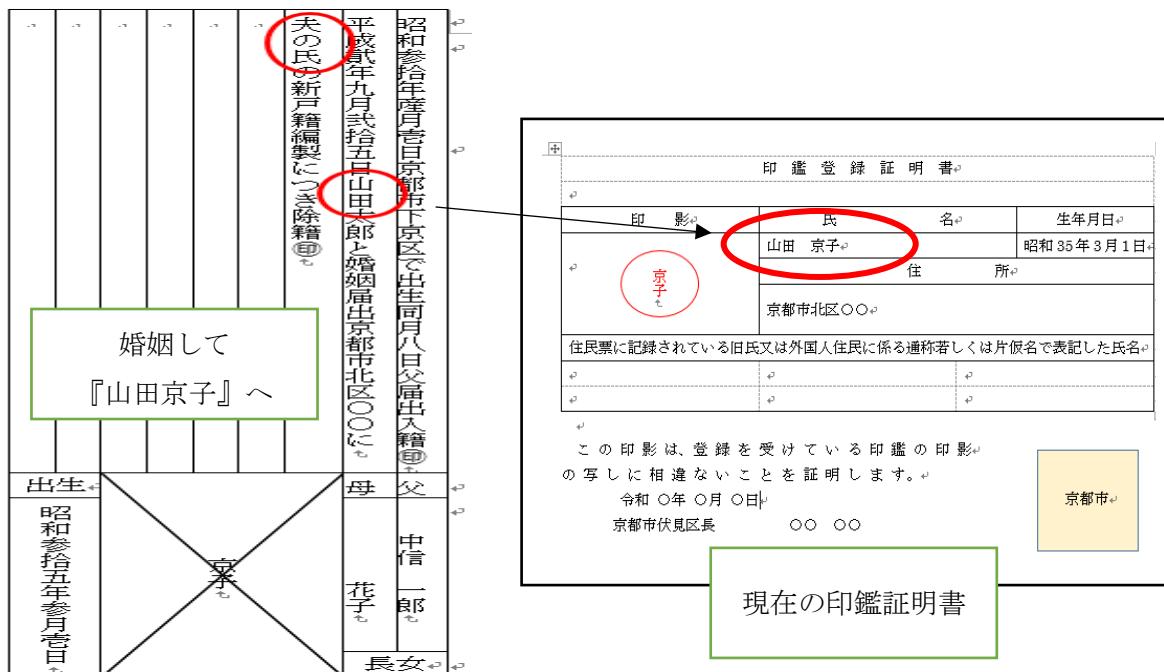
●戸籍が改製されると、書換え前の戸籍に書かれていた記載の一部（書換え前にその戸籍からいなくなつた方がある場合等）が省略され、新しい戸籍が編製されます。最新の戸籍に記載のない情報を「改製原戸籍謄本」や「除籍謄本」より確認するため、連続したすべての戸籍をご用意いただく必要があります。

#### 【相続人様の戸籍抄本】

●相続人様の氏名や生年月日を確認するため、戸籍抄本の提出が必要です。

ただし、相続人様が被相続人様と同一の戸籍にいらっしゃる場合や被相続人様の戸籍から結婚等で除籍されているが、現在の姓名（印鑑証明書と同一）が被相続人様の戸籍謄本で確認できる場合、ご提出は不要です。

#### ☆相続人の戸籍抄本の提出が省略できる場合



#### 【兄弟姉妹等が相続人になる場合の戸籍謄本】

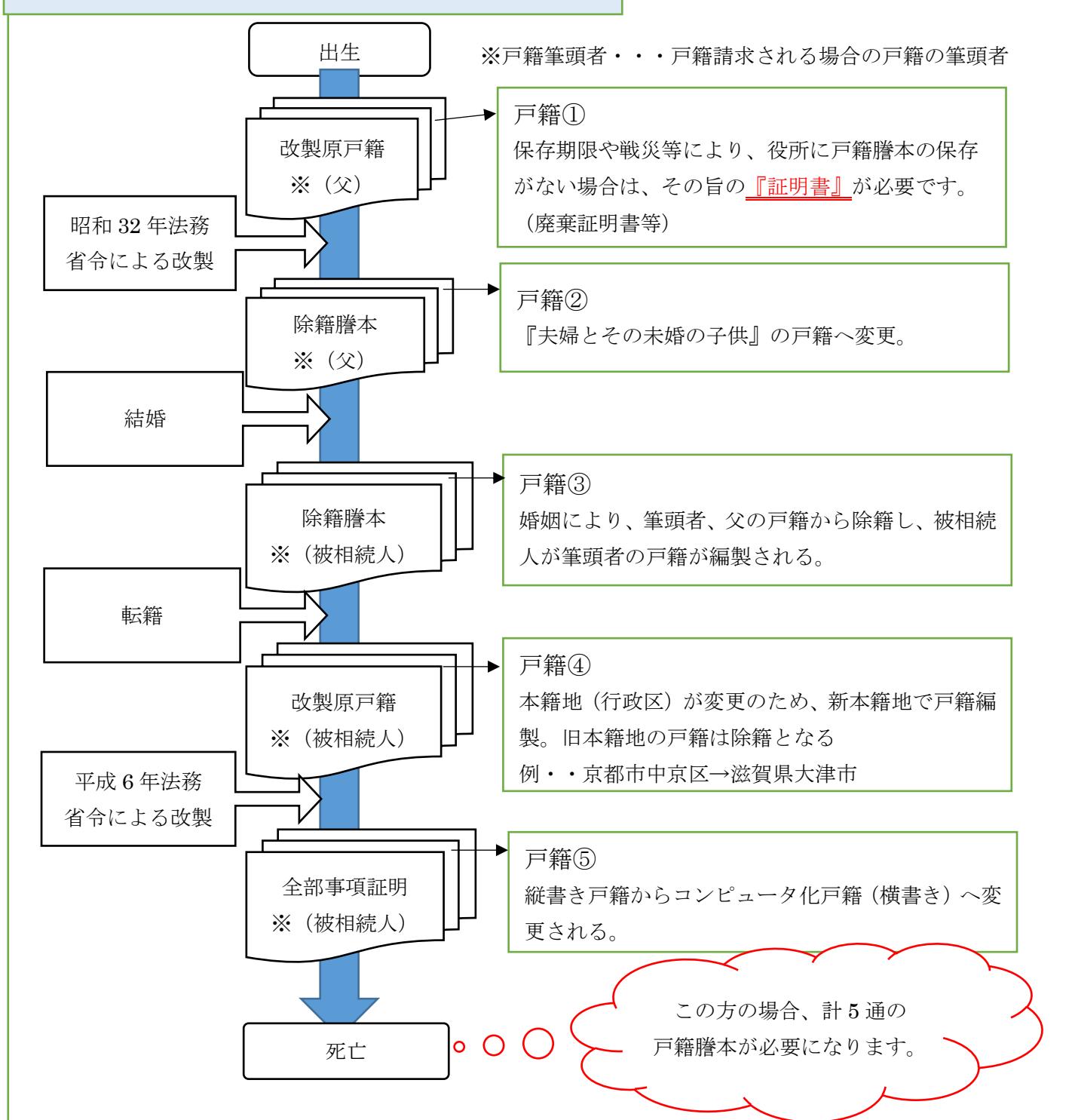
●兄弟姉妹様等が法定相続人となることを確認させていただくため、被相続人様の戸籍に加え、以下の戸籍謄本をご用意いただく必要があり、ご提出の範囲が広くなります。

1. 被相続人様の両親の「お生まれからお亡くなりまでの連続した戸籍謄本」をご用意ください。
2. 被相続人様の祖父母のお亡くなりがわかる戸籍謄本をご用意ください。
3. 兄弟姉妹様が結婚・養子縁組・分籍等で両親の戸籍から除籍され、その後死亡している場合は、除籍された時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本をご用意ください。

## 2. 必要な戸籍謄本の通数（種類）について

- 被相続人様の「お生まれからお亡くなりまで」を確認するために必要な戸籍謄本は、被相続人様の過去の経緯（結婚・転籍・養子縁組等）のほか法務省令による改正等により、被相続人様によって通数（種類）が異なります。

☆【出生からお亡くなりまでの連続した戸籍謄本の例】（参考）



※戸籍謄本は、一番新しい戸籍（被相続人様の死亡の事実が記載されている戸籍）から古い戸籍へと順番に遡って連続した戸籍謄本をご用意ください。